

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律 概要

～不当な表示を防止するために課徴金制度を導入～

不当表示規制の抑止力を高める必要

- ・「食品表示等の適正化について」（平成25年12月9日食品表示等問題関係府省庁等会議）
- 同日、内閣総理大臣から内閣府消費者委員会に対し課徴金制度等の在り方について**諮問**
- 平成26年6月10日**答申**
- ・新たなメニュー表示偽装の発覚

○ 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）本則第4条（※本条は平成26年7月2日施行）
（政府の措置）
第四条 第一条の規定により講じられる措置のほか、**政府は、この法律の施行後一年以内に、課徴金に係る制度の整備について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。**

○ 衆参消費者問題に関する特別委員会**附帯決議**
「課徴金制度の導入に当たっては、透明性・公平性の確保のための主観的要素の在り方など賦課要件の明確化及び加算・減算・減免措置等について検討し、事業者の経済活動を委縮させることがないよう配慮するとともに、消費者の被害回復という観点も含め検討し、**速やかに法案を提出**すること。」

これまでの検討の経緯

- ・不当表示に対する課徴金制度の導入を含む景品表示法改正法案提出（平成20年3月）→審議されないまま廃案
- ・景品表示法の消費者庁移管→被害者救済制度の総合的な検討を実施する際にあわせて検討
- ・消費者の財産被害に係る行政手法研究会等において検討

目的

不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置を講ずる。

課徴金納付命令（第8条）

- ・ **対象行為**：優良誤認表示、有利誤認表示を対象とする。
不実証広告規制に係る表示行為について、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を不当表示と**推定**して課徴金を賦課する。
- ・ **賦課金額の算定**：対象商品・役務の売上額に**3%**を乗じる。
- ・ **対象期間**：**3年間**を上限とする。
- ・ **主観的要素**：違反事業者が**相当の注意を怠った者でない**と認められるときは、課徴金を賦課しない。
- ・ **規模基準**：課徴金額が**150万円未満**となる場合は、課徴金を賦課しない。

課徴金額の減額（第9条）

- ・ 違反行為を**自主申告**した事業者に対し、**課徴金額の2分の1**を減額する。

除斥期間（第12条第7項）

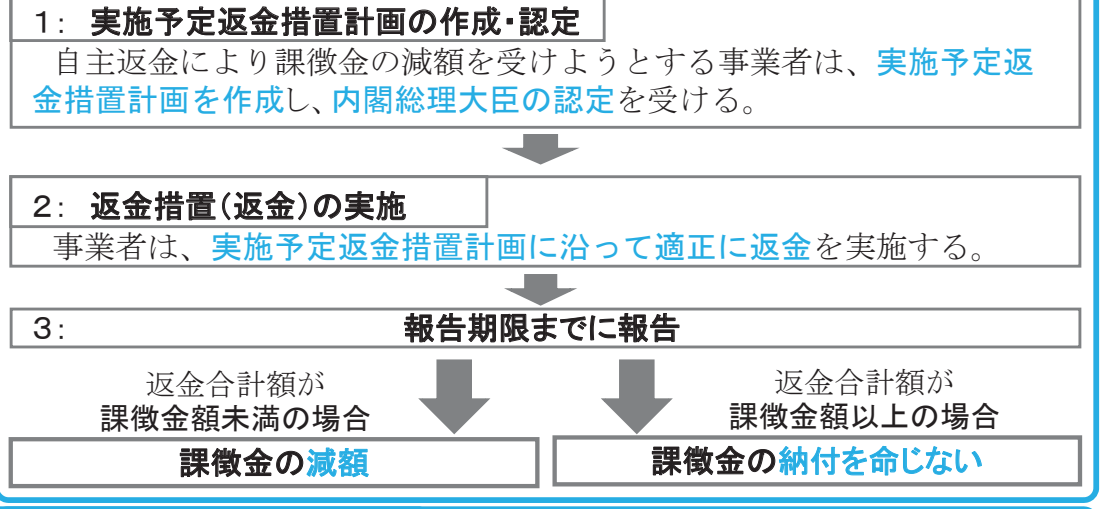
- ・ 違反行為をやめた日から**5年**を経過したときは、課徴金を賦課しない。

賦課手続（第13条）

- ・ 違反事業者に対する手続保障として、**弁明の機会を付与**する。

被害回復（第10条・第11条）

事業者が所定の手続に沿って**自主返金**を行った場合（返金措置を実施した場合）は、**課徴金を命じない又は減額する。**



施行期日（附則第1条）

- ・ 公布日から**1年6月以内**に施行

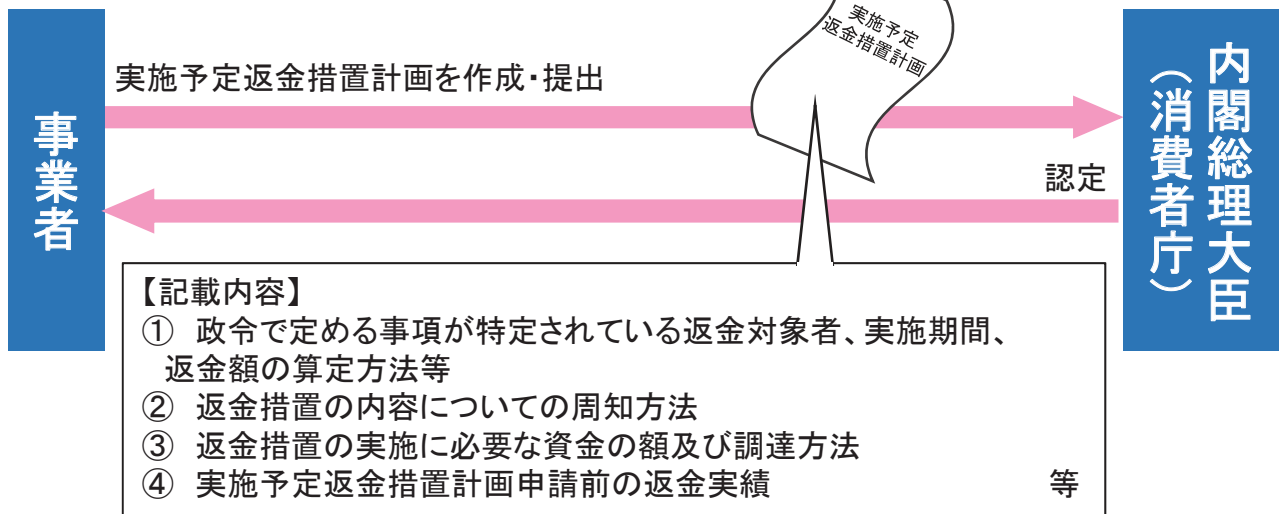
課徴金制度における被害回復の制度設計(イメージ)

事業者が所定の手続に沿って自主返金を行った場合(返金措置を実施した場合)は、課徴金を**命じない**又は**減額**する。

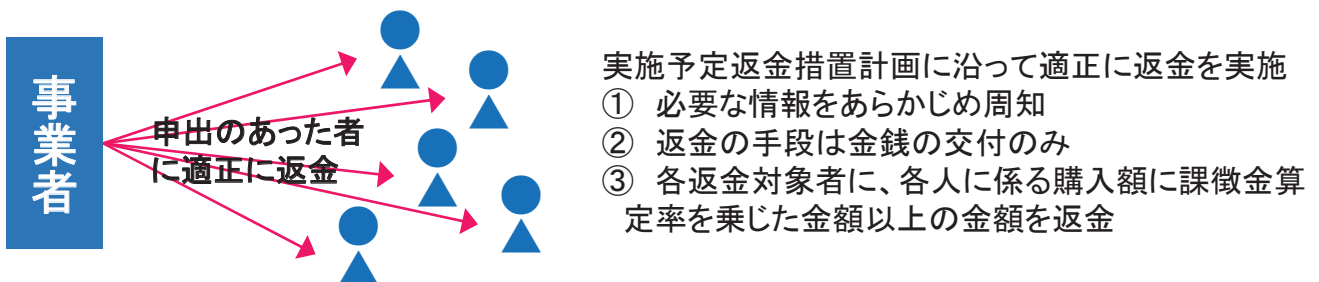
自主返金

自主返金により課徴金の減額を受けようとする事業者は、自主返金の実施に関する**実施予定返金措置計画**を作成し、内閣総理大臣の認定を受け、同計画に沿って、適正な返金手続を適切に履行する。

ステップ1: 実施予定返金措置計画の作成・認定



ステップ2: 返金措置(返金)の実施



ステップ3: 返金措置の実施期間経過後1週間以内に報告

返金合計額が課徴金額未満の場合

返金合計額を課徴金額から減額

返金合計額が課徴金額以上の場合

課徴金の納付を命じない

平成 27 年 10 月 19 日

「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）」に関する意見募集の開始について

消費者庁は、「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）」に関する意見募集を開始しました。

第 187 回国会において、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）への課徴金制度導入等を内容とする不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 118 号）が平成 26 年 11 月 19 日に成立し、同月 27 日に公布されました（同法は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。）。

同法の施行に伴い、不当な表示を行った事業者に対する課徴金の対象となる売上額の算定方法及び返金措置の対象となる一般消費者の特定について定める等、不当景品類及び不当表示防止法第十二条の規定による権限の委任等に関する政令（平成 21 年政令第 218 号）を改正する必要があります（同政令を改正する政令案を以下「本政令案」といいます。）。

本日、消費者庁は、本政令案について、広く一般の御意見を求めるため、パブリックコメント手続を開始しました（意見提出の締切日は平成 27 年 11 月 18 日（水））。

本政令案の概要及び意見の提出先等の詳細は、別添の「意見募集要領」を御覧ください。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁 表示対策課

担当者：朝夷、小林（の）、村松

電 話：03-3507-8800（代表）

（内線 2060、2116、2131）

平成 27 年 10 月

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整備に関する政令（案） 概要

第 1 骨子

不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「本法」という。）への課徴金制度の導入等を内容とする、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 118 号。以下「本改正法」といい、本法の条文は本改正法施行後のものを示す。）の施行に伴い、不当景品類及び不当表示防止法第十二条の規定による権限の委任等に関する政令（平成 21 年政令第 218 号）について、以下の改正を行う。

1 題名の改正

題名を「不当景品類及び不当表示防止法施行令」に変更する。

2 追加条項

(1) 本法第 8 条第 1 項の政令で定める「売上額」の算定の方法

本法第 8 条第 1 項の政令で定める「売上額」の算定の方法について、下記ア又はイの方法とすることを定める。

ア 事業者が、課徴金対象期間において引き渡した（提供した）課徴金対象行為に係る商品（役務）の対価を合計する（引渡基準）。

この場合、当該合計額から、①値引き額（課徴金対象期間において、商品又は役務の不足又は不良その他の事由により対価の額の全部又は一部が控除された場合における控除額）、②返品額（課徴金対象期間において返品された場合における返品商品の対価相当額）、③割戻金の額（商品の引渡し又は役務の提供の実績に応じて割戻金を支払うべき旨が書面によって明らかな契約があった場合に、当該契約に基づき課徴金対象期間におけるその実績により算定した割戻金の額（一定の期間内の実績に応じて異なる割合又は額によって算定すべき場合は、それらのうち最も低い割合又は額により算定した額））を控除する。

イ 事業者が課徴金対象期間内に引き渡した（提供した）商品（役務）の対価の合計と、課徴金対象期間内に締結した契約に定められた対価の額の合計との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、課徴金対象期間に締結した契約の目的物となったものの対価を合計する（契約基準）。

この場合、当該合計額から、割戻金の額（契約の実績に応じて割戻金を支払うべき旨が書面によって明らかな契約があった場合に、当該契約に基づき課徴金対象期間におけるその実績により算定した割戻金の額）を控除する。

(2) 本法第 10 条第 1 項に規定する一般消費者の特定

本法第 10 条第 1 項に規定する「課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているもの」について、(a)課徴金対象期間内に課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けたこと（「売上額」を契約基準により算定する場合は、課徴金対象期間内に課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結したこと）が、(b)当該商品の購入又は役務の提供に関する契約に係る契約書、当該商品又は役務の対価の支払に充てた金銭に係る領収書その他の当該事実を証する資料により特定されたものとするを定める。

(3) 本法第 10 条第 1 項の政令で定める「購入額」の算定方法

本法第 10 条第 1 項の政令で定める「購入額」の算定方法について、「売上額」の算定の方法（前記(1)）と同じ方法とすることを定める（「売上額」を引渡基準により算定する場合は引渡基準を用い、「売上額」を契約基準により算定する場合は契約基準を用いて算定する。）。

(4) 本法第 12 条第 3 項又は第 4 項の場合における本法第 8 条第 2 項等の規定の適用

本法第 12 条第 3 項及び第 4 項は、課徴金対象行為をした事業者（法人）が、合併、（課徴金対象行為に係る）事業の全部譲渡又は会社分割に伴い消滅した場合、当該消滅した法人（以下「消滅法人」という。）が行つた課徴金対象行為を、当該合併等により課徴金対象行為に係る事業（の全部又は一部）を承継した法人（以下「承継法人」という。）が行つた課徴金対象行為とみなして、本法第 8 条等を適用する旨を定めている。

この規定を前提に、課徴金対象行為をした事業者が上記合併等に伴い消滅した場合における、本法第 8 条第 2 項等の規定の適用について、下記アからエまでの内容を定める。

ア 本法第 8 条第 2 項の規定の適用

消滅法人が課徴金対象行為をやめた後に行つた、①課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引、②一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置を、承継法人が行つたものとみなして、法第 8 条第 2 項を適用する。

イ 本法第 8 条第 3 項の規定の適用

消滅法人がした表示が優良誤認表示に該当するか否かを判断するため必要があると認める場合における本法第 8 条第 3 項の適用について、承継法人に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができ、当該期間内に当該資料の提出がないときは当該表示を優良誤認表示と推定するものとする。

ウ 本法第9条の規定の適用

消滅法人がした本法第9条の規定による報告を、承継法人がしたものとみなして、同条の規定を適用する。

エ 本法第10条及び第11条の規定の適用

(ア)消滅法人が受けた本法第10条第1項の認定等を、承継法人が受けたものとみなして、本法第10条及び第11条の規定を適用する。

(イ)消滅法人が行った本法第10条第1項に規定する「返金措置」の実施等を、承継法人が行ったものとみなして、本法第10条及び第11条の規定を適用する。

(ウ)本法第12条第4項に規定する「特定事業承継子会社等」が2以上ある場合、当該特定事業承継子会社等が、本法第10条第1項に規定する「実施予定返金措置計画」の提出等の返金措置に関する行為を行おうとするときは、それらを共同して行わなければならないものとする。

第2 施行期日

本改正法の施行の日から施行する。

以上